

地域観光に関連する認定・登録制度がもたらすもの

How do tourism related certification systems impact local communities?

韓 準祐*

概 要

本稿は、地域観光に関連する観光圏、観光地域づくり法人（DMO）、日本遺産、SAVOR JAPAN 農泊食文化海外発信地域に焦点を当て、地域社会によって認定・登録制度が如何に活用されているか、他方で認定・登録制度が何をもたらすかを究明することを目的としている。認定・登録制度においては、行政のかかわり、KPI 等の具体的な目標と検証方法の提示、財政支援等が共通している。また、認定・登録制度は相互に影響を及ぼす。実際、観光圏、日本遺産、SAVOR JAPAN のうち、複数の認定を受けた地域が 16 か所に上ることを確認した。さらに、同一の組織が複数の認定事業の実行を担っている例も見られる。交流人口の増加を図るため京都府は府内の市町村とともに 3 つの DMO を発足させ、それぞれの DMO が認定事業の実行に担っている。京都府北部の「海の京都」エリアは、2014 年に「海の京都観光圏」に認定され、2017 年には「海の京都 DMO」が登録された。さらに、同年の 2017 年に日本遺産、SAVOR JAPAN の認定を受けた。京都府は認定・登録制度を活用しながら、地域活性化を図ろうとしている。しかし、翻ってみると、京都府のような行政のかかわりが見られない地域が認定・登録制度を有効活用ができるかに関する疑問が残る。また、それらの認定・登録制度が相互に影響を及ぼすことを踏まえると、認定・登録事業に応募し審査を受ける際に認定・

*多摩大学専任講師

登録地域が他の地域より優位に立つことが想定される。地域観光に関連する認定・登録制度が地域社会の抱える課題解決のための方策として期待される一方で、優劣や競争を生み出す措置にもなりうることを看過してはいけない。

Abstract

This study assesses the impact of tourism-related certification system-such as the Tourism Zone, Destination Management Organization (DMO), Japan Heritage, Saver Japan-on local communities, and how they utilize these certification systems. These systems share the following commonalities: involvement of the local government, presentation of specific goals-including Key Performance Indicator and their analysis, financial support by the relevant ministries and agencies, and so on. Further, these systems affect each other. In Japan, 16 regions are recognized as embodying multiple certifications under the Tourism Zone, Japan Heritage, and Savor Japan. In some cases, one DMO acts as the main source management for multiple certification projects. The Kyoto prefecture and corresponding municipalities have organized 3 DMOs to facilitate tourism and tourism-related certification systems. “Kyoto by the Sea” was certificated as a Tourism Zone in 2014 and as a DMO in 2017. It was also certificated as under the Japan Heritage and Savor Japan in 2017. The Kyoto prefecture made efforts to revitalize its local communities by challenging the certification projects. Nonetheless, local governments of regions that are not certified as DMO or involved in tourism, do not challenge certification systems like the Kyoto prefecture does. This is because a certified region is in a state of advantage than those that are not; and the effect of certification systems on each other increased this advantages. Tourism-related certification system can be facilitators of revitalizing the local community, but it also leads to

hierarchization of regions and escalates competition.

キーワード：地域観光、観光圏、観光地域づくり法人、日本遺産、農泊食文化海外発信地域、京都府

Key words : local tourism, Tourism Zone, Destination Management Organization, Japan Heritage, Savor Japan, Kyoto prefecture

I. はじめに

今年6月、日本遺産に新たに認定された地域21か所が発表された（文化庁, 2020）。文化庁によって2015年に創設された同事業は、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」を認定する制度である（文化庁, n.d.）。世界遺産や指定文化財との違いを文化庁は、「世界遺産や文化財指定は、いずれも登録・指定される文化財（文化遺産）の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするもの」である一方、日本遺産は、「既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的とするのではなく、地球に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている」と解説している（文化庁, n.d.）。つまり、日本遺産は、文化庁の主な役割である「文化財の保存」ではなく、「活用」を目的とする認定事業である。

制度創設5年目に当たる2019年に文化庁と日本遺産連盟が日本遺産に対する理解と関心を高めるために2月13日を日本遺産の日にする共同宣言を行ったが（文化庁, n.d.）、社会的認知度は高いとは言い難い。しかし、令和2年度応募数が69件であったことや、令和2年に新たに認定された21カ所を含めると計104件が認定されていることを踏まえると地方行政からの関心は高いといえる。なぜなら、同認定事業には、地方公共団体からの申請を受けて、文化庁が設置する外部有職者で構成される「日本遺産審査委員会」の

審査結果を踏まえて、文化庁が認定するプロセスがあり、中央主導ではなく、地方行政の「主体的」な取り組みが前提とされるからである。

これまでも文化庁の「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(通称：お祭り法)、農林水産省のグリーンツーリズム事業など、観光に関連する施策が各省庁によって進められた。しかし、2000年代に入ってから日本政府が「観光」を重要な成長分野として位置づけ、観光による経済活性化を図る方向性を明確に示したことを踏まえて考える必要がある。海津は、「2003年6月に政府が発表した「観光立国宣言」、また宣言内容の詳細をまとめた『観光立国推進戦略会議報告書(2003)』は、“住んでよし、訪れてよしの国づくり”を副題としており、観光振興と地域づくりとが一体のものであるという認識を表した」と述べている(海津, 2019: 86)。寺前は2007年より施行された観光立国推進基本法の前文の内容から「法律名は観光立国となっているが、立法者の真意は観光立地域である」と指摘している(寺前, 2009: 39)。観光立国宣言と観光立国推進基本法からは、地域社会が主体的に取り組んできた観光まちづくりの実践を評価し、各地域社会が観光振興と地域づくりに能動的にかかわることで、財政自立を達成することを求める中央政府の思惑が透けて見える。観光まちづくりが国策として展開されることは、日本における地方開発の手法の転換としても注目すべきである(韓, 2014)。観光まちづくり論の変遷を考察した堀野は、観光まちづくりの定式化と人材育成の戦略化のステージの特徴として、政府や観光関連産業によって観光まちづくり論が取り込まれたことを指摘し、まちづくりと旅行業が相互依存的関係にあることにも触れている(堀野, 2019)。

観光まちづくりの政策化において、地域社会の自立を後押しする認定・登録制度が創設され、その活用が推奨される。実際、地域社会の「主体性」と「創意工夫」を前提とした認定・登録制度が国土交通省や観光庁以外にも、農林水産省、環境省、文化庁などの省庁において実施されている。熊谷(2019)

は、観光地域づくり関連施策として観光圏整備事業と観光地域づくり法人（以下、DMO）を取り上げているが、多様な府省庁がかかわる観光地域づくり支援メニューについても述べている。具体的には、2018年度の支援メニュー集に、景観などの整備、交通基盤の整備、歴史・文化の保全・活用、農林水産業の営みの継承と活用などの全48の施策について記している。他方、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月3日策定）に示された視点の一つ「観光資源の魅力を極め、地方創成の礎に」関係する項目として、文化財の観光資源としての開花や、滞在型農山漁村の確立・形成などが挙げられている（国土交通省, 2016）。以上を踏まえると、地域観光に関連する認定・登録事業として、観光圏整備事業とDMOに加え、日本遺産、SAVOR JAPAN 農泊食文化海外発信地域（以下、SAVOR JAPAN）にも焦点を当てる必要がある。

これまで認定・登録制度に焦点を当てた研究は蓄積されており、とりわけDMOに関する考察は多く見受けられる。まず、DMO導入に当たって、入門書的位置づけの書籍や雑誌の別冊などの文献が出版されている（日本政策投資銀行地域企画部2017；高橋2017a；大正大学地域構想研究所2017；佐藤2016）。例えば、日本政策投資銀行地域企画部の著書は、観光とDMOを巡る環境、DMO設計・運営のポイント、DMOで追及すべき真の成果、国内先進事例の取り組みの概要とポイントという章立てとなっている。次に、海外のDMOを含む地域の政策・活動に関する研究（高橋, 2019）に加え、海外DMOとは異なる「日本版DMO」に関する考察も行われてきた（三ツ木2017；大野2017；藤田2017；井上・谷口2019）。例えば、井上・谷口（2019）は、米国カリフォルニア州ナパ・バレーDMOの事例を通して、地域の自主財源の確保について考察を行っている。

他方、並木（2018）はDMOを「新規型」、「観光協会移行型」、「類似組織移行型」に分類し、それぞれの事業内容と収入構成を明らかにしている。近江ツーリズムボード、（一社）しまなみジャパン、せとうち観光推進機構（せ

とうち DMO)、京都府北部地域連携都市圏振興社(通称:海の京都 DMO)を事例として取り上げ、自主財源の有無と他組織との事業分担の有無を基準に収入モデルを作成している。並木は、DMOとして期待されている機能を果たすためには、自主財源の確保と、他組織との事業分担による存在価値の確立の2つの条件を兼ね備えることが望ましいと述べる一方で、自主財源の確保ができる場合、他組織との連携がなくとも期待される機能を果たせる可能性があると述べている(並木, 2019: 42)。換言すれば、DMOの成功的運営のためには、自主財源の確保が必要不可欠であるともいえる。実際、近畿の自治体が考える DMO 設立後の課題として、23 自治体のうち、21 自治体が「安定的な財源の確保」を選択していることから、財源確保が最も重要な課題として認識されていることが分かる(高橋, 2017b)。また、先述した DMO の入門書のなかには、財源に関する内容に一章を充てている書籍もある(高橋, 2017a)。

観光圏に関する先行研究においても、財源確保が課題として指摘されている。野田ほか(2019)は、海の京都観光圏、水のカムイ観光圏、トキめき佐渡・にいがた観光圏の事例分析に基づく研究を行い観光圏の実態と課題について考察したが、認定後の運用における主な課題として自治体の財源不足、圏域内の自治体格差、事業コンセンサスの困難、短期的成果達成の困難を指摘している。野田ほか(2019)は、3つの観光圏の担当者へのヒアリング調査の内容を記しているが、そのなかには自主財源の確保が困難で、自治体の財政不足や格差が存在するなか、DMOにとって認定・登録事業を応募し財政支援を受けることが現実的な選択肢となることや、認定・登録事業に応募するため、財政的支援を受けるために計画を練り上げる必要があること、すでに計画作成と実際認定後の取組のなか限られた実行期間で結果が求められていることが課題として提示されている(野田ほか, 2019: 322)。

日本遺産に関しては、世界遺産に即発された形で進められた文化資源の認定制度づくりとそれによる文化資源の登録を「認定の連鎖」と捉え、文化的

景観や日本遺産等を含む新たな認定制度が世界遺産登録で推進されるカテゴリーに準じていることによって、世界遺産を文化資産の最上位とした文化資産の序列化が進むことへの危惧が表明されている（雪村, 2016）。

認定・登録制度に関する先行研究では、各制度の導入における基礎的考察や事例分析を通じた課題の究明が主に見受けられ、認定制度がもたらす問題点に関する考察も行われた。しかし、地域観光を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、先述した認定・登録制度を広義の観光関連施策として捉え、俯瞰的視点から考察した研究は管見の限り見当たらない。本稿では上述した問題意識に基き、地域社会が複数の認定・登録制度を如何に活用しているか、他方で認定・登録制度が地域社会に何をもたらすかを究明する。

Ⅱ章では、地域観光に関連する認定・登録制度のなか、代表的な4つの事業（観光圏整備事業、DMO、日本遺産、SAVOR JAPAN）の概要を整理した上で、応募条件や認定・登録後の支援等を比較し共通点と相違点をまとめる。Ⅲ章では、認定・登録制度間の関係性及び相互影響について述べた上、認定・登録の詳細から、複数の認定を受けている地域・団体について記述する。Ⅳ章では、複数の認定を得ている代表的な地域である京都府の「もうひとつの京都」プロジェクトおよび「海の京都」に焦点を当て取り組みの背景、結果、課題について述べる。Ⅴ章では、地域観光に関連する認定制度が地域社会にもたらす影響について、認定・登録制度の共通点及び相違点、相互影響と実際、京都府の事例を踏まえながら考察し議論内容をまとめる。

Ⅱ. 地域観光に関連する認定・登録制度の概要とその比較

本章では、認定・登録事業が創設された順に、観光圏整備事業、DMO、日本遺産、SAVOR JAPANの各事業の概要、応募における条件、認定・登録後に得られる支援等を述べた上で共通点や相違点を整理する。

1. 認定・登録制度の概要

1-1 観光圏整備事業

まず、本稿で取り上げる認定・登録制度のなか、最も早い時期に創設された制度が観光圏整備事業である。観光庁によると観光圏とは、「自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる魅力ある観光地域づくりを促進するもの」である（観光庁, 2020a）。

2008年に制定された「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）に基づいた49圏域が存在したが、制度の改定を経て2014年7月に4圏域、2015年4月に3圏域、2018年7月に6圏域が認定され、計13圏域となった（野田ほか, 2019）。改定後に認定された現13観光圏域のなかには、旧圏域から移行も多数見受けられる。観光圏は5か年の期間をベースにしており、13ヶ所とも再認定を受けている。

観光圏整備実施計画が認定されると、旅行業法の特例、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、共通乗車船券、認定観光圏案内所、国際観光ホテル整備法の特例、道路運送法の特例、海上運送法の特例を適用される（観光庁, 2020a）。さらに、「観光圏整備事業補助金交付要領」に記されている補助対象経費（補助対事業区分）を見ると、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業、観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業、観光に関する情報提供の充実強化に関する事業、その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業が挙げられており、個別事業毎に2/5以内の補助が受けられる（国土交通省, 2009）。

また、観光圏整備法（「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号））に基づく「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」が改訂され、平成30（2018）年4月1日より施行されている点にも注目したい。その詳細をみる

と、マーケティング調査の結果等データに基づく取組の実施、KPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）の設定及びPDCAサイクルの徹底、観光立国推進基本計画（平成29年3月閣議決定）の施策を反映した国外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進強化、国外からの観光旅客の広域周遊観光の促進に資する取組の実施、その他と区分されており、とりわけ、マーケティング、KPIの設定、サイクル徹底など地域経営の側面や、インバウンド関連のものが中心となっている（観光庁,2018）。

他方、観光圏に登録される前段階に位置付けられる「観光地域づくり実践プラン」についても概要を確認する。国土交通省は、同事業を「地域の多様な主体が一体となり、ハード・ソフトの連携を図りつつ観光地域づくりに取り組むための計画」として位置づけている。観光圏準備型に47か所、観光圏整備支援型に4か所が認定されている（国土交通省, n.d.）。

1-2 観光地域づくり法人（DMO）

観光庁はDMOについて、「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」と解説している（観光庁,2020b）。

DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能（観光地域マーケティング・マネジメント）としては、観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーションが挙げられている（観光庁,2020b）。

登録については、登録対象が地方公共団体と連携して観光地域づくりを担

う法人で、観光庁が、観光地域づくり法人を登録 DMO として「登録」及びその候補となり得る法人（以下、「候補 DMO」）を「登録」することになっている。さらに、連携・実行の範囲に基づいて、「広域連携 DMO」、「地域連携 DMO」、「地域 DMO」に区分されている。観光地域づくり法人「登録 DMO」については、令和 2 年 3 月 31 日時点で、「広域連携 DMO」10 件、「地域連携 DMO」79 件、「地域 DMO」73 件の計 162 件が登録されている。一方、観光地域づくり候補法人「候補 DMO」は、令和 2 年 3 月 31 日時点で「地域連携 DMO」35 件、「地域 DMO」84 件の計 119 件が登録されている（観光庁、2020c）。DMO には観光協会を母体とした組織も多く見受けられ（並木、2018:29）、従来の広域の観光協会も DMO に移行している。

観光庁は、登録を行った法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対して、観光庁や国土交通省のみならず、内閣官房、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省で構成される観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チームを通じて重点的支援を実施することを明記している（観光庁、2020c）。

観光庁は 2019 年秋の行政事業レビューの指摘を踏まえ、DMO 登録制度を見直したが、その際、登録制度に関するガイドラインを作成している¹⁾。同ガイドラインには、主な改正・ポイントとして、観光地域づくり法人の役割の明確化、各層の観光地域づくり法人の役割及び役割分担の整理、登録要件の厳格化、更新登録制度の導入、国の支援を記している（観光庁、n.d.）。とりわけ、登録要件の厳格化の詳細をみると、合意形成の仕組み、「候補 DMO」の登録申請前の法人格取得を義務付け、KPI の状況確認、PDCA サイクルの実施、地域経済・社会の変化の状況を分析した事業報告書を作成し、関係者や地域住民に説明・共有、安定的な財源の確保、登録要件を満たさない法人や観光庁による助言を受けても、検討・改善が見られない法人の登録取り消し規定の創設が確認できる。更新登録制度の導入については、更新期間を 3 年とする制度を導入し、新要件を満たさない観光地域づくり法人の登録取消

し規定の創設に加えて、候補法人に登録してから3年経過しても本登録していない観光地域づくり法人の登録取消し規定の創設が組み込まれている。国の支援には、「登録DMO」及び「候補DMO」に対して、国は様々な支援を実施、特に「登録DMO」のうち、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い法人に対して重点的に支援を実施することが記されている。

1-3 日本遺産

文化庁は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援している (文化庁, n.d.)。日本遺産に認定するストーリーの審査基準には、①ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること、②日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像 (ビジョン) と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること、③ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていることが挙げられている (文化庁, n.d.)。申請に当たっては、「地域活性化計画における目標と期待される効果」という書類の提出が求められており、設定目標、計画評価目標、具体的な指標、関連事業、目標値、設定根拠の記入欄が確認できる²⁾。

認定のカテゴリーは、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開される「シリアル型」の2種類があり、令和元年までの認定地域をみると、「地域型」が27か所、「シリアル型」が56か所となっている³⁾。また、認定審査を行うに当たっての条件として、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村、若しくは世界文化遺産一覧表記載案件又は世界文化遺産暫定一覧表記載・候補案件を有する市町村であることが記されている (文化庁, n.d.)。

文化庁は、日本遺産に認定されることによって、「当該地域の認定度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなる」と記している（文化庁, n.d.）。加えて、日本遺産に認定されると、人材育成、普及啓発、調査研究・情報コンテンツ作成、活用整備、構成文化財の魅力向上に対して、文化芸術振興費や文化資源活用事業費を交付が受けられることも記されている。実際、2019年度まで認定された地域 84カ所に、総額約 41 億円が交付された⁴⁾。

1-4 SAVOR JAPAN

日本食・食文化に対する海外からの関心が高まっていることを背景に、農林水産省は、「地域の食と、それを生み出す農林水産省を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組」を SAVOR JAPAN として認定する制度を 2016 年度に創設した（農林水産省, n.d.）。令和元年度に発表された 6 か所を加えると、計 27 か所が認定を受けている。

実施要綱には、必要な要件として、ビジョン・目標、地域の課題、地域の食、地域の農林水産業、地域の食との関連性のある地域資源、地域の食と農林水産省に係るストーリー、地理的範囲、マネジメント、インフラなどの受入環境の整備に関する事項の記入が求められている（農林水産省, 2017）。マネジメントに関する項目には、実行組織、品質の維持・向上を確保するための体制、人材の育成及び確保に関する詳細の記述が必要となっている。とりわけ、実行組織としては、法人格を有していること又は当該年度内に法人格の取得が見込まれること、実行組織の中核となる民間組織が法人格を有していること又はその民間組織による当該年度内の法人格の取得が見込まれることのいずれかを満たす必要がある（農林水産省, 2017）。

応募書類の取組計画書（5 か年全体概要）の 1 頁目にはキャッチフレーズ、計画全体のあらまし、具体的な計画、KPI、計画策定の根拠及び分析の記入

が求められている。加えて、1頁に定める「KPIに係る、事業成果・効果の検証方法について、データ収集や外部評価、改善策の検討、そのための組織体制など具体的な方法」に関する記述も必要とされている⁵⁾。

支援の仕組みについては、国（農林水産省、内閣官房、総務省、文化庁、経済省、観光庁・JNTOの省庁連携）と認定地域との連携、各省庁の情報発信事業、SAVOR JAPAN 推進協議会の各種支援が提示されている。そのなかでも SAVOR JAPAN 推進協議会は、「SAVOR JAPAN ブランドとして、各地域の食や農山漁村の魅力を一体的に発信し、訪日外国人旅行者の誘客を支援」とし、「地域の更なる魅力づくりのためのサポート」を実施するという。具体的な例としては、地域開発のための有識者・アドバイザー派遣・紹介、地域の食・農業を中心としたコンテンツ・ストーリー作り、インバウンド来訪に資する旅行商品づくり支援、海外旅行博覧会、商談会等への出展支援、ホームページ、各種 SNS との連携による情報発信、認定地域間のネットワーク構築等が挙げられている⁶⁾。

2. 認定・登録制度の共通点と相違点

本章の1節で観光圏、DMO、日本遺産、SAVOR JAPAN の認定・登録制度の概要を述べたが、特筆すべき諸項目別の比較した結果をまとめてみる。

表 1 地域観光に関連する認定・登録制度の比較

	観光圏	DMO	日本遺産	SAVOR JAPAN
開始年度	2008	2015	2015	2017
関係省庁	観光庁	観光庁	文化庁	農林水産省
認定・登録数	13 (51*)	登録 162、 候補 119	104	27
期間・更新等	5年・再認定更新	候補から登録へ・		5年・更新可
行政のかかわり	○	△	○	△
テーマ性およびストーリー性	○	・	○	○
KPI等の具体的目標、 評価指標、検証方法	○	○	○	○
認定・登録後の財政 支援	○	○	○	△

出典：関連資料に基づき筆者作成

*「観光地域づくり実践プラン」認定数：観光圏準備型（47か所）、観光圏整備支援型（4か所）

認定・登録の数は、日本遺産が104件、DMOに関しては候補団体と登録団体を含めると281件になっている。観光圏は13カ所であるが、観光圏準備型と観光圏整備支援型を合わせると、64ヶ所に上る。最も創設されてから日の浅い認定制度であるSAVOR JAPANには27か所が認定を受けている。期間に関しては、観光圏とSAVOR JAPANに関しては5年を基準に、更新（再認定）が認められている。DMOに関しては、候補団体から登録団体へという移行が設定されているが、日本遺産の期間設定は確認できない。

地方公共団体のかかわりに関しては、日本遺産の場合、市町村が申請者として文化庁への申請は都道府県を經由して行うことになっており（文化庁、2015）、観光圏に関しても、主要な実施体制の構成団体として地方公共団体が位置づけられている（観光庁、2020a）。日本遺産と観光圏、両方において地域行政が直接かかわることが必要となっている。DMOの登録に関しては、

「登録対象が地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人」と定められており、直接行政がかかわらなくても、連携が取れることを求められている（観光庁, 2020c）。SAVOR JAPAN に関しては、実行組織の構成員に、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会、旅行者、旅客業者、商工会議所、商工会、大学等の研究機関、博物館、料理学校、飲食店、宿泊施設、土産店、料理人、アドバイザー等が想定されるが、地方公共団体が含まれることが望ましいという記述が見受けられる（農林水産省, 2017）。テーマ性およびストーリー性については、登録制度である DMO を除く 3 つの認定制度において全てその構築が求められており、申請する際に根幹のなる部分として欠かせない項目となっている。

本稿で取り上げる 4 つの認定・登録制度においては、KPI などの具体的な目標及び指標とそれを実現する組織編制、具体的な取り組みに関する記述が共通して求められている。さらに改訂を通して、KPI など目標設定や PDCA サイクルの実施・徹底などを含む実行力の証明の側面に加え、インバウンド市場の取り込みが要請されていることは特筆すべきであろう。財政支援に関しては、SAVOR JAPAN を除く認定・登録制度において交付金等の財政支援が確認できる。SAVOR JAPAN には、認定を受けることによって交付金が受けられる仕組みにはなっていないが、農林水産省や観光庁等の認定・登録事業に応募する際に他の地域より優位に立つことが想定され、SAVOR JAPAN 関連で財政支援を受けた事例もある。詳細については次章で述べる。

Ⅲ. 認定・登録制度の相互影響と実際

本章では、SAVOR JAPAN と諸認定・登録制度の連関性に加え、実際に複数の認定を受けている地域・団体の例に焦点を当て、地域観光に関連する認定・登録制度が相互に影響を及ぼすことについて述べる。

SAVOR JAPAN の取組計画の要件の解説には、「取組計画」という項目の任

意の取組事項として、農林水産省に関連する項目、地理的表示保護制度（GI）、世界農業遺産（GIAHS）、生産作業や調理等の体験、当該地域の農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業者が経営に関わる施設、以外にも、文化庁の「日本遺産」、観光庁の「広域観光周遊ルート」⁷⁾との連携等も、任意の取組事項として記述できることになっている（農林水産省, 2020）。関係省庁の事業や関連する項目を記述するのみならず、地域観光に関連する他省庁の事業についても記述できることは、SAVOR JAPANにおいても観光に重点が置かれていることに加え、日本遺産や広域観光周遊ルートの認定を受けている地域が審査において他地域より高い評価を得る可能性を示すものである。

実際、2018年度にSAVOR JAPANの認定を受けた、広島県尾道市の概要をみると、「日本遺産「北前船」ゆかりの造酢をはじめ、「村上海賊」ゆかりの柑橘や魚食文化等、豊かな食や食文化を今に伝えています。」「LOGでは、日本遺産「箱庭的都市」を臨む景観の中で、素材の良さを引き出す料理を味わい、手のぬくもりを感じる空間で、このまちに暮らすように滞在することができます。」とある⁸⁾。同市が2015年度に認定を受けた「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」と、2016年度に愛媛県・広島県の広域で認定を受けた「日本最大の海賊」の本拠地：芸予諸島—よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶—の日本遺産をSAVORJAPANにつなげる試みが確認できる。SAVORJAPANの認定において、日本遺産と広域観光周遊ルート形成促進事業が影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、SAVOR JAPANと日本遺産は、両方ともストーリー性を重視する制度であることから、相互への影響も想定される。

次に、SAVOR JAPANとDMOの関係性を確認する。SAVOR JAPANの実施要綱には、取組実施主体の項目に、「本地域の実行組織であって、日本版DMOへの登録を行っていないものは、速やかに日本版DMOへの登録を行うこととする。」という記述が確認できる（農林水産省, 2017）。SAVOR JAPANの認定において、DMOは必ずしも必須ではないものの、認定を受けた際には、

DMO登録が必要となることであるが、翻ってみると、DMO登録団体がSAVOR JAPANに応募する際に高評価を得られる可能性を示しているともいえる。

農林水産省の認定事業であるSAVOR JAPANは、同省の関連事業に影響を及ぼすことが想定される。とりわけ、「農泊食文化海外発信地域」という同認定事業の日本語名からも分かるように、SAVOR JAPANの認定が農林水産省の農泊推進事業において有利に働くとと思われる。さらに、SAVOR JAPANに認定された尾道市の地域再生計画「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）活動推進支援事業」が採択され、地方創生推進交付金の支援を受けている事例をみると、SAVOR JAPANが他の府省庁の事業に繋がる可能性もある（内閣官邸・内閣府, n.d.）。

これまで認定・登録制度の相互影響について述べたが、以下では、認定・登録の詳細を整理する。表2は、観光圏、日本遺産、SAVORJAPANのうち、2つ以上の複数認定を受けた地域を整理し、関連するDMOを加えたものである。

表2 地域観光に関連する認定・登録の詳細

DMO	観光圏	日本遺産*	SAVOR JAPAN
1 (一社) ふらの観光協会	富良野・美瑛観光圏	カムイと共に生きる上川アイヌ	
2 (一社) 釧路観光コンベンション協会	水のカムイ観光圏		
3 (一社) 世界遺産平泉・一関DMO		みちのく GOLD 漫	浪 日本のもち食文化と黄金の國の原風景
4 (公社) 山形県観光物産協会		自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』	ユネスコ食文化創造都市で体感する食と風土
5 (公財) 福島県観光物産交流協会		会津の三十三観音めぐり	サムライシティ会津で味わう伝統ごっつお
6 (公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	浜名湖観光圏		四季彩菜 食×農で楽しむ浜松・浜名湖

DMO	観光圏	日本遺産*	SAVOR JAPAN
7 (一社) 雪国観光圏		「なんだ、コレは！」豪雪との共生から生ま 信濃川流域の火焰 型土器と雪国の文 化	れた「雪国の伝統食」 と「農泊」による地域 経済の活性化
8 (一社) 京都府北部 地域連携都市圏振 興社	海の京都観光 圏	300年を紡ぐ絹が 織り成す丹後ちり めん回廊	「海の京都・食の源流」
9 (一社) 京都山城地 域振興社		日本茶 800 年の歴 史散歩	お茶の京都にて、ほん まものお茶を体感
10 (一社) こまつ観光 物産 ネットワーク		『珠玉と歩む物語』 小松	「百姓の持ちたる国」で の饗宴御膳と風土の体 感
11 (一社) 麒麟のまち 観光局		日本海の風が生ん だ絶景と秘境	風と暮らす大地
12 (一社) しまなみ ジャパン		尾道水道が紡いだ 中世からの箱庭的 都市	日本遺産「箱庭的都 市」、しまなみ海道サイ クリング
13 (一社) そらの郷	にし阿波～剣 山・吉野川観 光圏		「にし阿波・桃源郷」の 実現
14 (公社) 香川県観光 協会	香川せとうち アート観光圏	知ってる!? 悠久の 時が流れる石の島	お接待の心でもてなす 「さぬきの路」
15 (一社) 豊の国千年 ロマン観光圏	豊の国千年ロ マン観光圏	鬼が仏になった里 『くにさき』	
16 (公財) 佐世保観光 コンベンション協 会	「海風の国」佐 世保・小値賀 観光圏	鎮守府 横須賀・ 呉・佐世保・舞鶴	火山と生きる、ジオの 恵を五感で体感

出典：関連資料に基づき筆者作成

* 令和2年度認定地域と府県を跨ぐ広域の認定は含まれていない。なお、複数認定を確認した地域については1件のみ掲載している。

表2で確認できるように、観光圏、日本遺産、SAVOR JAPANの3つの認定制度のうち、2つ以上の認定を受けた地域が16ヶ所あり、そのなかには3つの認定を全て受けている地域が3カ所ある。13カ所ある観光圏のうち、8ヶ

所が日本遺産、あるいは SAVOR JAPAN の一つ以上の認定を受けている。また、観光圏の実行は「地域連携」DMO が担っており、その他の地域においても認定事業にかかわる DMO が存在する。例えば、にし阿波地域（徳島県）の場合、観光圏、SAVORJAPAN の両方の実行組織が、表記の一般社団法人そらの郷となっている。また、小松市（石川県）においても、DMO の一般社団法人こまつ観光物産ネットワークが、SAVOR JAPAN の実行を担っている。さらに、京都府の一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下、「海の京都 DMO」）、一般社団法人京都山城地域振興社（以下、「お茶の京都 DMO」）のように、一つの DMO が全ての認定事業の実行を担う例もある。表 2 には含まれていないが、京都府には「海の京都 DMO」、「お茶の京都 DMO」に加えて、一般社団法人森の京都地域振興社（以下、「森の京都 DMO」）が存在し、同 DMO は 2018 年に SAVOR JAPAN の認定（周遊ルート：都・京都を支えた森と里山の恵み）を受けている。

II 章 2 節で地域観光に関連する認定・登録制度が相互へ影響を及ぼす可能性について述べたが、認定・登録の詳細から複数の認定を受けている地域が多数存在することに加え、同一の DMO が複数の認定事業の実行を担っている例を確認した。次章では、「もうひとつの京都」プロジェクトおよび「海の京都」に焦点を当て、京都府の取り組みの詳細を述べる。

IV. 京都府の取り組み

1. 「もうひとつの京都」プロジェクト

2013 年に始まった「もうひとつの京都」プロジェクトは、京都府北部、中部、南部と乙訓の四つのエリアでそれぞれの観光コンテンツを生かし、「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」、「竹の里・乙訓」というテーマで展開されている（山田, 2019）。まず、各エリアのテーマと目標を確認する⁹⁾。

・海の京都（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）

海の京都 DMO を中心に、日本遺産や食等の地域資源を発掘・発信し、強いブランド力をもった観光圏を形成、京都舞鶴港クルーズ客をターゲットにしたオプションツアーの開発や、近畿圏内からのアクセス向上等による交流人口の拡大、天橋立を中心とする地域の魅力を世界に発信し、普遍的な価値の調査研究を進め、世界遺産登録をめざす。

・森の京都（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）

森の京都 DMO を中心に、食を通じた地域活性化やスポーツ体験等、大都市との近接性を生かした観光コンテンツづくりを推進、京都スタジアムを核に魅力ある資源の活用と、新たな保津川下りの船着場整備等、広域観光周遊を DMO と連携して推進、豊かな森の文化と保津川の水運文化の保存と活用を図り、日本遺産の登録をめざす。

・お茶の京都（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

お茶の京都 DMO を中心に、交流拠点整備や宇治茶等の地域資源の観光コンテンツづくり等文化と産業の両面から地域づくりを推進、宇治茶のプレミアムブランド化や宇治茶の世界遺産登録に向けた取組を推進するとともに、宇治者カフェを京都市域や首都圏に拡大、道路・鉄道網の整備の進捗に合わせ、バスやカーシェアリング等の観光周遊を京都市や DMO 等とも連携し促進。

・竹の里・乙訓（長岡京市、向日市、大山崎町）

豊富な歴史や筍等を観光資源とし、京都市隣接の好条件を生かした戦略的な地域ブランド化により、観光交流・消費額を拡大、お茶の京都 DMO とも連携した広域的な観光周遊を促進。

京都市に訪れる観光客を京都府域に回遊させるために、京都府と府内の市町村が人材と資金を半分ずつ出し合って、「海の京都 DMO」、「森の京都 DMO」、「お茶の京都 DMO」を設立し、民間を巻き込む地域の総合プロデューサーとして観光振興に取り組んでいる（山田, 2019）。3つの DMO の設立と日本版 DMO 法人登録の時期は表 3 の通りである。「もうひとつの京都」プロジェクトが 2013 年より開始されたことを鑑みると、約 3 年後から観光まちづくり法人（DMO）が設立され、その翌年に日本版 DMO 法人に登録されている。

表 3 DMO の設立について

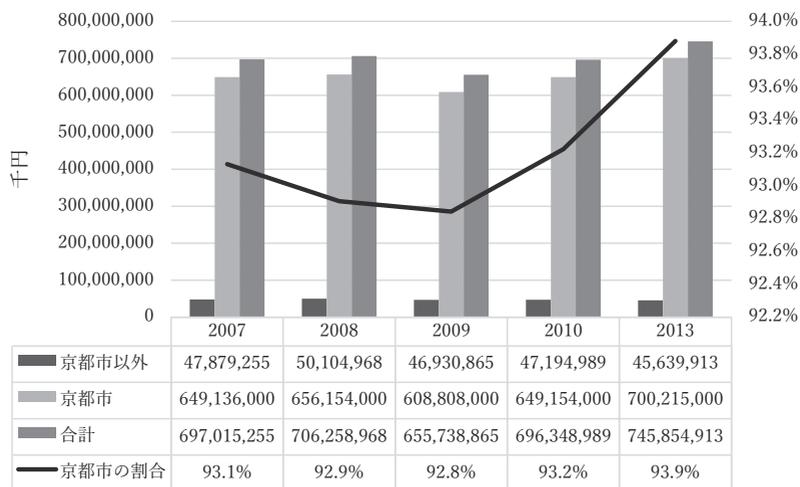
通称	正式名称	設立年月日	日本版 DMO 法人登録年月日
海の京都	(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社	2016. 6. 29	2017.11.28
森の京都	(一社) 森の京都地域振興社	2017. 3. 21	2018.7.31
お茶の京都	(一社) 京都山城地域振興社	2017. 3. 28	2018.7.31

出典：京都府, 2019 「京都府観光総合戦略」 11 頁より転載

京都府が「もうひとつの京都」プロジェクトに取り組んだ背景として、府域で進む少子高齢化と若年労働者の人口流出による人口減少と京都縦貫自動車道が全線開通による京都市から府域へのアクセスの改善が挙げられている（山田, 2019）。京都府は、京都市を訪れる年間約 5 千万人の観光客を府域に回遊させることで地域活性化を図ろうとしているが、以下では京都府と京都市の観光関連データから同プロジェクトの背景の詳細を探ることとする。

京都市と京都市以外の京都府域の 2007 年の観光消費額をみると、京都市の約 6,491 億円に対し、京都市を除く府域が約 478 億円であった。「もうひとつの京都」プロジェクトの開始年である 2013 年の観光消費額については、京

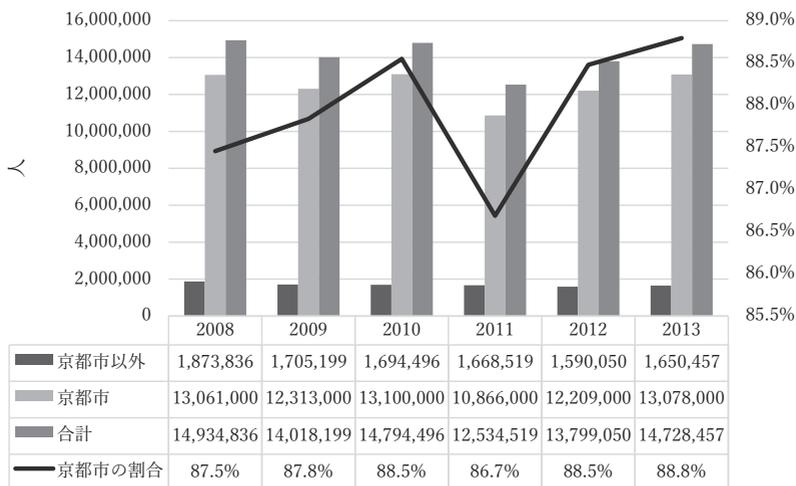
都市の約 7,002 億円に対し、京都市を除く府域が約 456 億円であった。京都市の観光消費額が京都府全体の観光消費額に占める割合は、2007 年の約 93.1%から 2013 年の約 93.9%で若干高まった（図表 1 参照）。



図表 1 京都市とその他の京都府の観光消費額・京都市の割合の推移

出典：京都府, n.d.「観光入込客数及び観光消費額」に基づき筆者作成

観光消費額が京都市へ集中し、京都府全体の消費額に占める割合が 2013 年には 9 割 4 分に迫っていることは、宿泊客数及びその割合との関連性から考えることができる（図表 2 参照）。2008 年の京都府全体の宿泊客数が約 1,490 万人に対し、京都市の宿泊客数は約 1,300 万人と約 87.5%を占めたが、2013 年には京都全体の宿泊客数約 1,427 万人に対し、京都市の宿泊客数は約 1,307 万人と約 88.8%を占めた。



図表2 京都市とその他の京都府の宿泊客数・京都市の割合の推移

出典：京都府，n.d.「観光入込客数及び観光消費額」に基づき筆者作成

観光関連データを読み解くと、観光客と観光消費の京都市への集中を緩和し、観光による経済波及効果の恩恵を受ける範囲を京都府域へ広げるために、京都府の魅力の発信を始めとする観光振興に府を挙げて取り組んでいることが理解できる。一方、年間約5千万人が訪れる国際観光都市・京都市においても、市内における定番スポットへの観光客の集中とそれによる課題の解決を目指すため、2018年度より「とっておきの京都～定番のその先へ～」（Hidden Gems of KYOTO）プロジェクトが実施されている（とっておきの京都プロジェクト，n.d.）。同プロジェクトの副題からも分かるように、定番ではなく、その先にある「とっておきの京都」を満喫してもらうことで、観光客の集中によって生じる課題の解決し、地域住民と観光客、両方にとって満足できる観光の形を探っている。実際、京都市は観光客の量的増加ではなく、京都市における観光の質的向上を目指す「未来・京都観光振興計画2010 + 5～いよいよ旅の本質へ」（平成22年～平成26年）を発表している（京都市，2010）。

京都府の「もうひとつの京都」プロジェクトと、京都市の「とっておきの京都～定番のその先へ」プロジェクトは、京都市の定番スポットから、市内の「とっておき」のスポットへの周遊のみならず、さらに京都府内の回遊を促す連携した取組として捉えることができる。

2. 「海の京都」

京都府の「もうひとつの京都」プロジェクトに基づく各エリアの取り組みのなかでも、認定・登録事業において、京都府北部の「海の京都」エリアは他のエリアより実績を上げている。同エリアは、日本三景天橋立や、ユネスコ世界ジオパークに認定された京丹後の自然遺産、重要伝統的建造物群保存地区の伊根の舟屋群、与謝野ちりめん街道の文化遺産に加え、明智光秀が築城した福知山城、舞鶴赤レンガパークや綾部ゲンゼスクエアなどの近代建築など豊富な観光資源に恵まれた広域観光圏として、近畿圏で初めて2014年7月に認定を受けた（京都府政策企画部企画統計課, 2017）。Ⅲ章で述べたように、「海の京都」エリアは、観光圏に加え、日本遺産、SAVOR JAPANのすべての認定を受けており、その実行を「海の京都 DMO」が担っている。

「海の京都 DMO」の発足については、次のような経緯が確認できる。1987年に丹後キャンペーン推進協議会、1996年には京都府5市町による丹後地域誘客推進実行委員会が発足されたが、2000年に二つの組織が統合し、丹後広域観光キャンペーン協議会が組織された。2000年に、行政によって地域活性化のために「海の京都」が構想され、2013年に福知山市を加えて「海の京都」観光推進協議会を立ち上げられた。2014年に観光圏に認定され、旧観光圏「京都府丹後観光圏」に2市町が加わって、2016年に「海の京都 DMO」が発足した（野田ほか, 2019: 321）。2008年に「京都府丹後観光圏」が旧観光圏として認定されたが、その前後に広域行政の連携が進められ、「海の京都」の構想も持ち上がったのである。2017年にDMOの登録が行われたが、同年には日本遺産、SAVOR JAPANの両事業の認定も受けている。

広域型でありながら、観光協会の改変型でもある「海の京都 DMO」の収入構成については、「本部である総合企画局の元の観光協会から移行した各地域本部は統合時の取り決めから別会計となっており、7つの各地域本部は基本的に従来の観光協会と同じ財政を引き継いでいることから、会費収入の仕組みが強みとなっている（並木, 2018:35）。2016年に「海の京都 DMO」が発足する際の府政記者クラブ・丹後・中丹広域振興局・北部7市町の資料によると、総合企画局関係の予算として、各観光協会が統合参加した段階で追加計上される予算を除いた2億4,800万円が計上された（京都府, 2016）。

2017年度の総合企画局予算をみると、総額の2億4,250万円のうち、府市からの負担金が1億7,000万円、地方創生推進交付金が6,250万円、観光圏認定関連補助金として国・府補助金5,300万円、その他民間事業者と合同で事業を行う際の企業から得た事業資金など、特定の用途に供するものとして受け取った資金が1,950万円であった（並木, 2018:35）。同 DMO の収益や会費などの自主財源に関する記述は確認できないが、総予算から府市の負担金と地方創生推進交付金を引いた1,000万円が自主財源の総額と想定される。実際、「海の京都 DMO 中期経営戦略」には、2018年基準で約950万円の自主財源総額とともに、2025年の約2,500万円（事業収入：1,500万円、会費協賛：1,000万円）の目標値が記されている（一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社, 2019）。並木（2018）は同 DMO が財政的に安定していると評価しているが、自主財源の割合は決して高くない。「海の京都」DMO の担当者からは、市町の財源の不足や格差に関する言及が見られ（野田ほか, 2019:322）、自治体の財政支援が依然として必要とされていることが窺える。

3. 小括

本章では、京都府の「もうひとつの京都」プロジェクトの概要と背景に加え、「海の京都」及びその実行組織の詳細を述べた。京都府においては、少子高齢化や若年労働者の不足を含む人口減少の課題が指摘され、その解決の

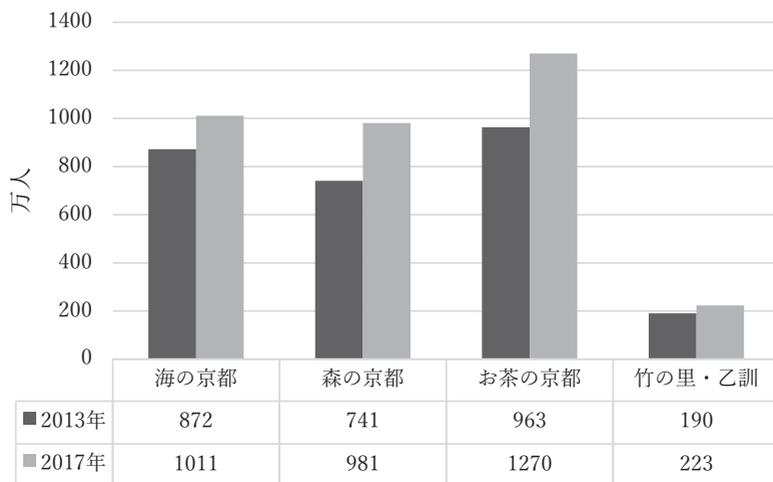
ために京都市に訪れる観光客を府域に回遊されることを目指し「もうひとつの京都」プロジェクトに取り組んでいる。具体的には、京都府と府内の市町村によって発足された「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」の3つのDMOが府全域の4つのエリアの観光振興に取り組んでいる。原則的に自治体が実行組織になることが求められる日本遺産においても、京都府の各DMOが実行を担っている。

観光圏にも選定されている「海の京都」エリアでは、広域連携の取組が観光圏認定以前から見受けられ、観光圏の認定後、「海の京都DMO」が発足された。DMO登録が行われた2017年に日本遺産、SAVOR JAPANの認定も受けている。2018年には、「森の京都」と「お茶の京都」がそれぞれSAVORJAPANに認定された。他方、「海の京都」が世界遺産、「森の京都」が日本遺産を目指していることは本章1節の概要で確認した通りであり、認定事業に積極的に取り組んでいることが分かる。ちなみに、世界遺産を目指していた「お茶の京都」も、2015年に日本遺産の認定を受けている。

一方、京都市においても、限られた観光スポットに観光客が集中することによって生じる課題を解決するため、「とっておきの京都～定番のその先へ～」プロジェクトが実施されている。京都府の「もうひとつの京都」プロジェクトと合わせてみると、京都市の定番スポットから、「とっておき」のスポットへ、さらに府域のそれぞれの魅力的な観光スポットへと観光客の回遊を促しているといえる。

以下では、京都府観光総合戦略を用いて、「もうひとつの京都」プロジェクトが開始された2013年と2017年の観光入込客数と観光消費額の比較を通して同プロジェクトの成果を述べる(京都府, 2019)。京都府域の観光入込客の総数は、2013年に2,744万人だったが、2017年には3,485万人となり、約26%増加した。各エリア別にみると、「海の京都」エリアが872万人から1,011万人(約16%増)、「森の京都」エリアが741万人から981万人(約32%増)、「お茶の京都」が963万人から1,270万人(約32%増)、「竹の里・乙訓」エ

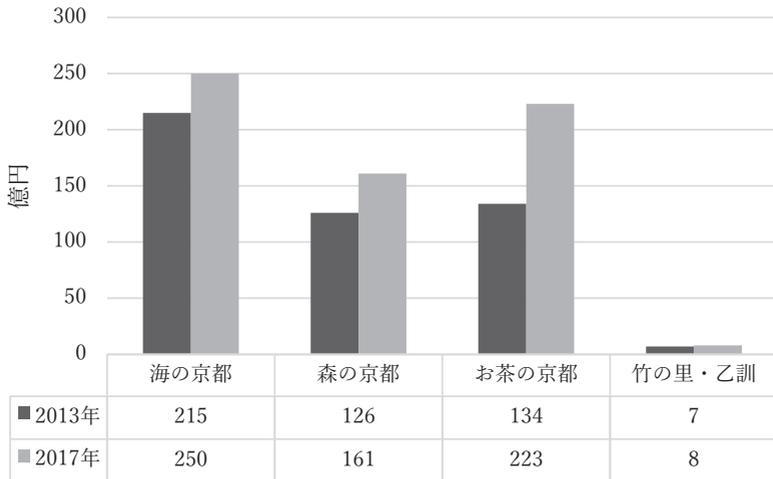
リアが190万人から223万人（約26%増）となった（図表3参照）。



図表3 各エリアの観光入込客数の推移

出典：京都府，2019「京都府観光総合戦略」11頁より筆者作成

観光消費総額は、2013年に482億円だったが、2017年には642億円となり、約33%増加した。エリア別にみると、「海の京都」エリアが215億円から250億円（約16%増）、「森の京都」エリアが126億から161億円（約28%増）、「お茶の京都」エリアが134億円から223億円（約66%増）、「竹の里・乙訓」エリアが7億円から8億円（約14%増）となった（図表4参照）。



図表4 各エリアの観光消費額の推移

出典：京都府，2019「京都府観光総合戦略」11頁より筆者作成

京都府の取り組みは、府と市町村が地域観光づくりにかかわるなか、認定・登録制度を有効的に活用している成功事例と捉えることができる。しかし、京都府の代表的なDMOでありながら、財源の安定性が評価されている「海の京都DMO」においても、自治体の財源不足や財源格差の課題も指摘されており、自主財源の確保は改善すべき課題として位置づけることができる。

V. 認定・登録制度は何をもたらすか

2000年代に入ってから、観光が成長分野として位置づけられ、地方開発の手法も中央主導から、地方社会の「主体性」と「創意工夫」に基づく地域主導に転換している。そのような変化の下、地域観光に関連する認定・登録制度が、観光庁のみならず、農林水産省、環境省、文化庁など、多くの関係省庁によって創設された。従来、各認定・登録制度に関する研究は行われたが、

俯瞰的視点から地域観光に関連する認定・登録制度の影響を考察する試みは管見の限り見当たらない。本稿は、地域社会が認定・登録制度を如何に活用しているか、他方で認定・登録制度が何をもたらすかを明らかにすることを目的としている。

まず、本稿で焦点を当てる観光圏整備事業、観光まちづくり法人（DMO）、日本遺産、SAVOR JAPAN の認定・登録制度において、行政のかかわり、KPIなどの具体的な目標および検証方法等が共通して見られた。認定・登録されることによって、直接・間接的な財政支援が受けられる点も共通している。他方日本遺産を除くと、DMO は段階的に登録されるプロセスがあり、観光圏やSAVOR JAPAN は認定期間が設定され、更新を必要とするなど、関係省庁による継続的評価が組み込まれていることも特筆すべき点であろう。

次に、認定・登録の詳細から、認定・登録事業が相互に影響を及ぼすことを指摘した。具体的には、SAVOR JAPAN と日本遺産、DMO の関連性などを確認し、さらにSAVOR JAPAN の認定後、地方創生推進交付金の支援措置を活用し財政支援を受けている尾道市の事例について記述した。さらに、観光圏、日本遺産、SAVOR JAPAN の認定事業の内、複数の認定を受けている地域が16か所に上ることや、同一の観光地域づくり法人（DMO）が複数の認定事業の実行を担っている例も確認した。

交流人口の増加を図るため京都府と府内の市町村は人員と資金を半分ずつ捻出することで、「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」の3つのDMOを設置し、京都府域の4つのエリアの観光振興に取り組んでいる。そのなかでも、京都府北部地域の「海の京都」エリアは、観光圏整備事業、日本遺産、SAVOR JAPAN の認定を受けており、「海の京都DMO」が全ての認定事業の実行を担っている。京都府は認定・登録制度を通して、観光地域づくりの実行組織をつくり、関係省庁による財政及びその他の支援を受けながら、地域課題の解決に取り組んでいる。

ところが、翻ってみると、京都府のような行政の積極的なかかわりが見ら

れない地域に認定・登録制度が有効活用できるかに関する疑問が残る。またDMOにおいては、自主財源の確保が課題とされることが多く、地方行政や中央行政の財政支援に頼る現状も指摘されている。実際、財政的に安定していると評価されている「海の京都DMO」においても、自治体の財源不足や格差に関する担当者の意見も見受けられる。

地域社会に「主体性」と「創意工夫」が求められるなか、観光地域づくりを担う組織において自主財源の確保は容易ではなく、認定・登録制度に取り組むことで得られる財政支援に対する期待値は高いといえる。ところが、認定・登録事業に関連する財政支援は一定の割合に限定されるため、観光地域づくりを行う際に当該地域の行政から財政支援を受ける必要がある。地域行政の財政状況が逼迫している場合、認定・登録事業に対する財政的支援は困難であるため、DMOや関連団体、あるいは行政が主体となって認定・登録制度に応募することさえも躊躇ってしまう例もあると思われる。換言すると、都道府県や市町村レベルにおいて、財政的基盤が安定し、観光振興に注力できる環境が整っていることが認定・登録制度を活用する上で必要不可欠である。さらに、認定・登録制度が互いに影響を及ぼすことを勘案すると、認定・登録事業の審査において認定・登録地域が他の地域より高い評価を受ける可能性があり、そこに認定・登録に基づく優劣が生まれる。先述の内容を踏まえると、地域観光に関連する認定・登録制度は中央行政による「新たな選択」と「支援の集中」の仕組みを作り出し、結果的に地域間の格差を広げる可能性を孕んでいるといえる。

注

- 1) 改正の際、「日本版DMO」の名称を「登録DMO(観光地域づくり法人)」に変更した。
- 2) 文化庁ウェブサイト「日本遺産【記入例】(様式1-8)各様式の記入例」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/pdf/r1392232_33.pdf(2020年8月13日閲覧)
- 3) 文化庁ウェブサイト「日本遺産(Japan Heritage)パンフレット」

- https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/pdf/nihon_isan_pamphlet_2019.pdf (2020年8月12日閲覧)
- 4) 文化庁 (n.d.) に基づき筆者計算
 - 5) 農林水産省ウェブページ「取組計画書 (記載例)」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/attach/pdf/torikumi-kisairei.pdf> (2020年8月13日閲覧)
 - 6) 農林水産省ウェブページ「[SAVOR JAPAN] 支援の仕組み」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/attach/pdf/index-27.pdf> (2020年8月12日閲覧)
 - 7) 広域観光周遊ルート形成促進事業実施要綱には、広域観光周遊ルート形成促進事業が「テーマ性・ストーリー性を有する魅力ある観光地域をネットワーク化し、訪日外国人旅行者の滞在日数に合わせた広域観光周遊ルートを形成することにより、訪日外国人旅行者の周遊の促進による地域の活性化を図ることを目的」としていることが記されている (観光庁, 2015)。
 - 8) 農林水産省ウェブページ「広島県尾道 SAVORJAPAN 概要」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/attach/pdf/gaiyou22.pdf> (2020年7月13日最終閲覧)
 - 9) 京都府ウェブページ「基本計画 (もうひとつの京都、観光分野)、「もうひとつの京都」の推進と地域連携」(概要版)
https://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/documents/20_ga_mouhitotsu.pdf (2020年8月10日閲覧)

参考文献

- 文化庁 (2015) 「[日本遺産 (Japan Heritage)] 事業について」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/pdf/nihon_isan_gaiyo.pdf (2020年8月12日閲覧)
- 文化庁 (2020) 「令和2年度「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定結果の発表について」
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92323501.html (2020年7月30日閲覧)
- 文化庁 (n.d.) 「日本遺産 (Japan Heritage) について」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ (2020年7月31日閲覧)
- 韓準祐 (2014) 「日本における観光まちづくりの国策化の背景」『韓国観光レジャー学会』26 (2) : 561-581
- 堀野正人 (2019) 「観光まちづくり論の変遷における人材育成の位置づけ——経営・政策志向を相対化する視点の必要性」(橋本和也編『人をつなげる観光戦略』ナカニシヤ出版) 32-51

- 藤田尚希 (2017) 「DMOの役割及び機能に関する一考察——国内外における DMO に関する議論を基に」『経済科学論究』(14): 81-95
- 井上英也・谷口佳菜子 (2019) 「地域の「稼ぐ力」を促進する DMO の在り方——米国カリフォルニア州・バレー DMO の事例から」『長崎国際大学論叢』19: 81-98
- 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 (2019) 「海の京都 DMO 中期経営戦略(中間案) ～世界に認められる観光圏域を目指して～ (2019年11月27日版)」
https://www.uminokyoto.jp/img_data/INF353_1.pdf (2020年8月20日閲覧)
- 海津ゆりえ (2019) 「観光と地域社会」(前田勇編『新現代観光総論』(第3版)) 85-96
- 観光庁 (2015) 「広域観光周遊ルート形成促進事業実施要綱」
<https://www.mlit.go.jp/common/001129319.pdf> (2020年7月31日閲覧)
- 観光庁 (2018) 「観光圏の整備による観光旅客の促進に関する基本方針の改訂について」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000024.html (2020年7月30日閲覧)
- 観光庁 (2020a) 「観光圏の整備について」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/seibi.html> (2020年7月30日閲覧)
- 観光庁 (2020b) 「観光地域づくり (DMO) とは？」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html (2020年7月18日閲覧)
- 観光庁 (2020c) 「観光地域づくり法人の登録について」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html (2020年7月30日閲覧)
- 観光庁 (n.d.) 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001340676.pdf> (2020年7月9日閲覧)
- 国土交通省 (2009) 「観光圏整備事業費補助金交付要綱」
<https://www.mlit.go.jp/common/000020872.pdf> (2020年8月12日閲覧)
- 国土交通省 (2016) 「「明日の日本を支える観光ビジョン」概要」
<https://www.mlit.go.jp/common/001126601.pdf> (2020年8月12日閲覧)
- 国土交通省 (n.d.) 「観光地域づくり実践プラン」
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/page3.htm> (2020年7月18日閲覧)
- 京都府 (2016) 「「海の京都 DMO」の設立について」
http://www.pref.kyoto.jp/koho/kaiken/documents/28062201_1.pdf (2020年8月12日閲覧)
- 京都府 (2019) 「京都府観光総合戦略」
<https://www.pref.kyoto.jp/kanko/news/2018/documents/kankousougousenryaku.pdf> (2020年8月12日閲覧)
- 京都府 (n.d.) 「観光入込客数及び観光消費額」
<http://www.pref.kyoto.jp/kanko/1282292270316.html> (2017年3月2日最終閲覧)
- 京都府政策企画部企画統計課 (2017) 「統計でみる都道府県 「もうひとつの京都、行こう」」、『統計』68 (11):63-66

- 京都市 (2010) 「未来・京都観光振興計画 2010 + 5 いよいよ旅の本質へ」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000098/98836/keikaku-gaiyouban.pdf> (2020年8月12日閲覧)
- 熊谷圭介 (2019) 「観光地域づくり関連施策」(白坂蕃・稲垣勉・小沢健市・古賀学・山下晋司編『観光の事典』朝倉書店) 90-91
- 三ツ木丈浩 (2017) 「日本版 DMO についての一考察——地域創生に向けて」『埼玉女子短期大学研究紀要』(36):11-28
- 内閣官邸・内閣府 (n.d.) 「第 51 回認定 (平成 31 年 3 月 29 日認定分) 地域再生計画の概要」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/51shinki2.pdf> (2020年8月24日閲覧)
- 並木亮論 (2018) 「DMO (観光目的地マネジメント組織) に関する地域経営の視点からの分析」『創造都市研究 e』13 (1):23-44
- 日本政策投資銀行地域企画部 (2017) 『観光 DMO 設計・運営のポイント——DMO で追及する真の観光振興とその先にある地域活性化』ダイヤモンド社
- 野田満・上村真二・不破正仁・野村理恵 (2019) 「観光圏整備事業の運用における今日的課題に関する基礎的研究」『日本建築学会関東支部研究報告集』(89):319-322
- 農林水産省 (2017) 「「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/attach/pdf/index-22.pdf> (2020年8月12日閲覧)
- 農林水産省 (2020) 「「農泊 食文化海外発信地域」の取組計画の要件の解説」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/attach/pdf/torikumi-youken-gaiyou.pdf> (2020年7月18日閲覧)
- 農林水産省 (n.d.) 「SAVOR JAPAN について」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html> (2020年8月1日閲覧)
- 大野富彦 (2017) 「日本版 DMO の役割と課題に関する詩論」『群馬大学社会情報学部研究論集』24:81-92
- 佐藤真一監修・一部署 (2016) 『地方創生の切り札 DMO と DMC のつくり方 (別冊 Discover Japan LOCAL 地方創生ブック vol.1)』株式会社榎 (えい) 出版社
- 大正大学地域構想研究所 (2017) 『「観光地域づくり」の教科書 (地域人別冊)』大正大学出版会社
- 高橋広行 (2019) 「スペインバスク地方の「美食の都」:サン・セバスチャンを支える地域政策・活動」『同志社商学』71 (1):177-195
- 高橋一夫 (2017a) 『DMO 観光地経営のイノベーション』学芸出版社
- 高橋一夫 (2017b) 「DMO 導入の課題——地方自治体へのアンケートから」『観光地経営のイノベーション』学芸出版社 152-165

- 寺前秀一 (2009) 「観光政策の意義と役割」『観光政策論』(観光学全集第9巻) 原書房、1-57 とっておきの京都プロジェクト (n.d.) <https://totteoki.kyoto.travel/> (2020年8月12日閲覧)
- 山田美穂 (2019) 「旬初 NIPPON 京都府域の観光客拡大へ「もうひとつの京都」プロジェクト」『躍』(38): 25-28
- 雪村まゆみ (2016) 「世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設——「認定の連鎖」をめぐる」『関西大学社会学部紀要』48 (1) : 91-112